

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和5年1月26日付け秋田市指令第638号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年8月16日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

岩手県盛岡市向中野七丁目18番16号
大和ハウス工業株式会社 北東北支店
支配人 三 原 康 展

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋朝日町40番2、248番5、248番13、248番14、248番18、
250番1、250番3、251番、252番1、252番2、248番13地先水路、新屋
割山町100番、190番9、190番27、198番10および198番84